新設分割に係る事前開示書面

（会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める書面）

2020 年 2 月 7 日

株式会社東京放送ホールディングス

2020年2月7日

新設分割に係る事前開示事項

東京都港区赤坂五丁目3番6号
株式会社東京放送ホールディングス
代表取締役　佐々木　卓

当社は、2020年2月6日に新設分割計画書（本件分割計画）を作成し、2020年3月25日を効力発生日として、新たに設立する株式会社TBSヘクサ（東京都港区赤坂五丁目3番6号）（以下、「新設会社」という。）に対して、不動産事業（但し、「ザ・ヘクサゴン」に係る事業に限るものとする。）に関して当社が有する権利義務を承継させる（以下、「本件分割」という。）ことに致しました。

本件分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割計画の内容

別紙のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

本件分割に際し、新設会社は普通株式を発行し、そのすべてを承継する事業に関する権利義務の全部に代わる対価として当社に対して交付することと致します。交付する株式については、当社が新設会社の発行するすべての株式を取得するため、任意にこれを定めることができると考え、普通株式2,000株と致しました。

また、新設会社の資本金及び準備金の額については、本件分割により新設会社が承継する資産等の額、新設会社の今後の事業活動等の事情を考慮した上で、会社計算規則に基づき決定したものです。

以上より、新設分割の対価に関する定めは相当であると判断しています。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2020年２月６日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、2020 年２月６日付で売却しました。これにより、2020年３月期第４四半期連結会計期間（2020年１月１日から2020年３月31日）において、投資有価証券売却益（特別利益）を計上いたします。

(1) 投資有価証券売却の理由
保有資産を戦略的投資の原資として活用するため

(2) 投資有価証券売却益の発生日
2020年２月６日

(3) 投資有価証券売却の内容
①売却資産の種類　　当社保有の上場有価証券　１銘柄
②売却益（見込み）　　約26,000百万円

(4) 売却方法
売却日の終値で立会外取引にて売却予定

4. 効力発生日以後における当社の債務及び新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割に際して、当社及び新設会社それぞれの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、いずれもその履行を担保するに足りる責任財産を有していること、収益状況においてもそれぞれ負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本件分割により当社及び新設会社が負担すべき債務の履行について、いずれも問題はないものと判断しております。

以上

別紙　新設分割計画

新設分割計画書

株式会社東京放送ホールディングス（以下「当社」という。）は、当社の不動産事業（但し、本件不動産（別紙２「承継権利義務明細表」において定義する。）に係る事業に限るものとし、以下「対象事業」という。）に関して有する権利義務を、会社分割により新たに設立する株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）に関し、2020年２月６日（以下「本作成日」という。）付で、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第１条（本新設分割）

当社は、本計画に定めるところに従い、対象事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

第２条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他の新設会社の定款で定める事項は、別紙１「定款」記載のとおりとする。

第３条（新設会社の設立時役員の氏名）

1. 新設会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
   井上　一茂
   重宗　宏彦
   中山　宗之
2. 新設会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。
   玄馬　康志

第４条（承継する権利義務等）

1. 新設会社は、本新設分割により、当社から別紙２「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、契約上の地位その他の権利義務（以下「承継対象資産等」という。）を、新設会社の成立日（第７条で定義する。以下同じ。）において承継する。
2. 当社から新設会社への債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとし、当社は、新設会社が本新設分割により承継した債務について、新設会社の成立日以降、弁済又は履行の責を免れる。なお、承継対象資産等に含まれる債務について、当社が履行その他の負担をした場合、当社は、新設会社に対して当該負担を求償することができる。

第5条（本新設分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、そのすべてを前条第1項に定める権利義務の対価として、当社に対して交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新設会社の成立日における新設会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1)	資本金の額	1億円
(2)	資本準備金の額	0円
(3)	その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記資本金の額を控除した額
(4)	利益準備金の額	0円

第7条（新設会社の成立日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「新設会社の成立日」という。）は、2020年3月25日とする。但し、本新設分割の手続の進行に応じ、必要があると認めるときは、当社はこれを変更することができる。

第8条（本計画の承認等）

本新設分割は、会社法805条の規定に基づき、当社の株主総会決議による承認を受けることなく行うものとする。なお、当社は、新設会社の成立日の前日までに、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第9条（事情変更）

本作成日から新設会社の成立日までの間において、(i)対象事業又は承継対象資産等に重大な変更が生じた場合、(ii)本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じ、若しくは生じることが明らかとなった場合、(iii)天変地異の発生その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当社は、本新設分割の条件その他本計画の内容を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、以下の場合にはその効力を失う。

(1) 新設会社の成立日までに前条の規定に従い本新設分割が中止された場合

(2) 新設会社の成立日までに本新設分割の実行に必要とされる裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関又は自主規制機関からの許認可・承認等が得られない場合

第 11 条（競業避止義務）

当社は、新設会社の成立日後、対象事業に関し、競業避止義務を一切負わない。

第 12 条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めのない事項その他本新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、当社がこれを定める。

以上

2020 年 2 月 6 日

東京都港区赤坂五丁目 3 番 6 号
株式会社東京放送ホールディングス
代表取締役　佐々木　卓　　（代表印）

別紙１

定　　款

2020年2月6日制定

株式会社ＴＢＳヘクサ

定　款

第１章　総 則

（商　号）
第１条　当会社は，株式会社ＴＢＳヘクサと称し、英文ではTBS　HEXA. Inc.と表示する。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 不動産の所有並びに賃貸及び管理業務
2. 前号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告の方法）
第４条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

（株券の発行）
第６条　当会社は、株式に係る株券を発行する。

（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

（株券の種類）
第8条　当会社の発行する株券の種類は、取締役会の定めるところによる。

（株式に関する手続き等）
第9条　当会社の株式の名義書換その他株式に関する取扱いについては、取締役会の定めるところによる。

（基準日）
第10条　当会社は、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2　前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章　株主総会

（招　集）
第11条　定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

（招集者及び議長）
第12条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集し、議長となる。
2　前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（決議の方法）
第13条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）
第14条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、法人が株主である場合には、その使用人をして議決権を行使させることができる。

2　前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）
第15条　株主総会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。

第4章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）
第16条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数及び選任）
第17条　当会社の取締役は３名以上１５名以内とし、株主総会において選任する。
2　取締役の選任決議については累積投票によらない。

（取締役の任期）
第18条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（役付取締役及び代表取締役）
第19条　当会社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長及びその他の役付取締役を選定することができる。
2　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

（取締役会）
第20条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集し、議長となる。
2　前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集手続）
第21条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前

までに発するものとする。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議方法及び議事録）

第22条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

2　取締役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。

（取締役会決議の省略）

第23条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役との間の責任限定契約）

第24条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第5章　監査役

（監査役の設置）

第25条　当会社は、監査役を置く。

（監査役の員数及び選任）

第26条　当会社の監査役は５名以内とし、株主総会において選任する。

（監査役の任期）

第27条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役との間の責任限定契約）

第28条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第6章　　計　算

（事業年度）

第29条　当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

（期末配当）

第30条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当）

第31条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第32条　期末配当金及び中間配当金等の配当財産その他の交付財産には利息を付さず、支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第7章　　附　則

（設立時代表取締役）

第33条　当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役　井上　一茂

（最初の事業年度）

第34条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2020年9月30日までとする。

（定款に定めのない事項）

第35条　本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の規定するところによる。

以上、株式会社ＴＢＳヘクサ設立のため、本定款を作成する。

２０２０年２月６日

東京都港区赤坂五丁目3番6号
株式会社東京放送ホールディングス
代表取締役　佐々木　卓

別紙2

承継権利義務明細表

本新設分割により、新設会社が当社から承継する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務の明細は、次のとおりとする。

1. 資産

新設会社の成立日の前日の終了時点において存在し、当社が対象事業に関して有する以下の資産。

(1) 別添記載の土地・建物（以下「本件不動産」という。）を裏付資産とする不動産信託受益権

(2) 本件不動産に関する建物付属設備、構築物、機械装置、工具器具備品等の有形固定資産

(3) 対象事業に係る現金、当座預金及び普通預金、営業未収金、貯蔵品、未収入金、立替金、前払費用、短期預け金、仮払金及びその他の流動資産

(4) 対象事業に属するソフトウェア等の無形固定資産

2. 債務

新設会社の成立日の前日の終了時点において存在し、当社が対象事業に関して負担する以下の債務（未発生の潜在債務を含む。）。

(1) 以下の流動負債

対象事業に属する未払金、未払費用、預り金、前受金、及び未払消費税等の流動負債

(2) 以下の固定負債

対象事業に属する受入敷金・保証金、預かり保証金等の固定負債

3. その他の権利義務等

当社が対象事業に関して締結している信託契約、業務委託契約その他の対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

別添

1. 不動産の表示

(1) 土地

所　在	地　番	地　目	地　積 (登記簿表示面積)	備　考
港区赤坂五丁目	414番	宅地	89.52㎡	余白
同　所	415番	宅地	231.40㎡	余白
同　所	416番	宅地	53.15㎡	余白
同　所	417番	宅地	126.67㎡	余白
同　所	418番	宅地	66.18㎡	余白
同　所	419番2	宅地	122.15㎡	余白
			合計　689.07㎡	

(2) 建物

所　　在	港区赤坂五丁目415番地、414番地、416番地、417番地、418番地、419番地2
家屋番号	415番の2
種　　類	店舗
構　　造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付10階建て
各階床面積 (登記簿表示面積) の合計	1階　338.32㎡　2階　362.21㎡　3階　343.81㎡ 4階　362.21㎡　5階　344.02㎡　6階　362.21㎡ 7階　343.81㎡　8階　362.21㎡　9階　344.02㎡ 10階 362.21㎡　地下1階 476.89㎡　地下2階 565.82㎡
	合計　4,567.74㎡
(備考) 住居表示：東京都港区赤坂五丁目4番7号	